

第34号議案

平成26年度宍粟市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

平成26年度宍粟市の介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

平成27年3月2日提出

宍粟市長 福元晶三

第1表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
総務費	総務管理費	介護保険システム 改修事業	17,356
		社会保障・税番号 システム整備事業	4,937
合計			22,293